

**** 相談活動50年、一人でも入れる組合です **** 支部携帯：090-8109-7682
TEL:044-811-4138 FAX:044-811-4144 メールアドレス:jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

24秋闘で前進回答、続けて年末一時金へ

秋闘

三和エレクトロニクス

前進回答あり

要求と回答は下表による。

崎陽軒では

前向き検討

11月6日に秋闘・年末一時金要求を提出しました。

秋闘要求はアンケートの意見も検討し、「立作業の業務軽減と専門スタッフの配置」「有給休暇の促進」

年末一時金要求3.0カ月。

11月18日に団交を行い秋闘については、業務の軽減について会社は椅子を購入して、実際に売店で使用可能か検討するなど前向きな姿勢が見られました。

また有給取得や質問事項についても文章でそれなりの回答が示されました。年末一時金については、当社規定の一点張り、実に不誠実な回答でした。再度12月5日の団交開催を申し入れました。

年末

一時金

日本シャッター

組合員の退職金問題が解決し、年末一時金の団交を11月12、13、15日で申し込みましたが、日程の折り合いがつかず、12月27日に支給したいという回答がFAXできたので、12月18日に団交を開くよう再度申し入れました。

(記 長谷川)

三和エレクトロニクス 秋闘要求・回答状況 【細谷 記】

24年秋闘要求内容	11月20日、26日の団体交渉 回答
1. 時短7.75H	【看護休暇】
2. 子育て支援	小学3年生まで、子ども1人の場合7日、2人以上は14日。国の基準を超えた回答あり。有給での実施は否定。
(イ) 勤務時間の短縮	【再雇用嘱託社員制度の対象年齢70歳までに】
(ロ) 看護休暇取得拡大	労使の話し合いの糸口が???
3. 若手世代の要求	【女性の登用】
(イ) 帰省手当の制度新設	65年間女性管理職ゼロの状況から、会社対応は少しの前進はあるが、具体的な女性登用の回答はない。
(ロ) 奨学金返済制度新設	【就業規則等内規の変更】
4. 65歳までの定年延長	住宅手当の運用に関して組合提案の内容とは違うが、納得できる回答。
5. 退職金規定見直し	【賃金のカーブ実年齢での表記】
6. 再雇用嘱託社員制度の対象年齢70歳までに	実年齢で表記のカーブは出たが、今まで3才刻みのカーブが5才刻みになり、精度が悪くなった。会社説明も納得できるものではない。
7. 女性の登用	【防災ヘルメット1人1個の支給】
8. 就業規則等内規の変更	来年度から予算を組み1人1個支給する予定。要求に沿った回答。
9. 賃金のカーブ実年齢での表記	【他の項目前進なし】
10. 防災ヘルメット一人1個支給	

「壁の引上げ」問題は財源

年収が103万円を超える
と所得税の課税が始まりま
す。課税は103万円を超
えた金額にかかり、手取り
が減る訳ではありません。
104万円なら超えた1万
円に対して、5%の所得税
500円と復興特別所得税
100円（所得税の2.1%）、
住民税が10%で1000
円、合計1510円で手取
りは8490円増えます。

配偶者特別控除

150万円

主婦がパートで働いてい
る場合、昔は103万円を
超えると夫の配偶者控除の
適用がなくなり、夫の税金
が増えてしまうという問題
がありました。7年前に
法律が改正され、2018
年からは年収が103万円
を超えても、150万円ま
では配偶者特別控除（38
万円）が適用され夫の税金
が増えることはなくなりま
した。更に、150万円を
超えても税金が急激に増え

る事はなく201万円を超
えると控除がなくなりま
す。配偶者として受けられる
税の優遇は103万円の壁
ではなく150万円の壁に
なったのですが、余り知ら
れていないのか103万円
で働く時間を調整している
人がほとんどだそうです。

学生アルバイト

学生アルバイトは勤労学
生控除27万円が加算され、
130万円を超えないと課
税されませんが、親の扶養
親族となっていて年収が1
03万円を超えると親は特
定扶養控除（63万円）を
受けられなくなり、世帯全
体の手取りが大きく減ると
いう問題が発生します。

収入の大幅減は

社会保険料の壁

106万円以上で社会
保険に加入し、3号被保
険者から2号被保険者に
なった場合、雇用主の保

険料半額負担もあり、本
人負担の保険料は約16
万円必要となりますが、
将来の年金の上乗せ、傷
病手当の支給、出産手当
金の支給などのプラス面
もあります。しかし、1
30万円以上で、3号被
保険者から1号被保険者
となった場合、約30万
円前後の負担増で、年金
の上乗せもなく106万
円の壁よりも大きな壁と
なっています。

問題は財源

103万円の課税最低限
を引き上げる事は大賛成で
すが、財源次第では増税に
なる人も出ます。最低賃金
の大幅引き上げや、税と社
会保障の抜本的な改善と結
び付けて、この問題が正し
く解決されるよう、大きな
関心をもって見定めたいと
思っています。

【合同分会・石田】

100万円	住民税（所得割）が発生
103万円	所得税が発生（+復興税） 企業によつては配偶者手当の支給が無くなる
106万円 【手取減少】	（勤め先の規模により） 厚生年金、健康保険の支払いが発生（2号被保険者）
130万円 【手取減少】	国民年金・国民健康保険の支払いが発生（1号被保険者）
150万円	配偶者特別控除の満額適用（38万円）の限度額
210万円	配偶者特別控除の対象外



2024年総選挙終わって 「有権者は何を参考にして投票先を決めているのかなー?」と思う



投票箱
誕生した1
主党政権が
込むのは民
半数を割り
与党が過
席を下回り
の233議
で、過半数
の215議席
の215議席

総選挙の投票率は、前回を下回る53.85%にとどまり、これは戦後三番目の低さでした。
投票率が低いと、大政党が有利になる小選挙区制。選挙制度に欠陥があると言われ続けましたが、今回大政党の自民党が議席を大幅に減らしました。
比例代表の獲得数が1500万票・27%弱と投票者の4分の1。有権者の7分の1の支持にとどまる自民党が4割超の議席を占める結果になっています。
議席では、小選挙区と比例代表をあわせて465議席の配分が決まり、自民・公明両党は、自民党が191議席、公明党が24議席の215議席

5年前の2009年以来となり。総選挙の結果は、物価高のもと国民生活が厳しいなか政治面では、政治資金パーティーによる裏金づくりや旧統一教会との癒着など金権腐敗にまみれ、大企業とアメリカべったりの自民党政治に国民が厳しい審判を下したと言えます。
2012年の第二次安倍政権誕生以来続いてきた、自公による「一強政治」が終焉し、それに代わる政治を模索する新しい政治の変化が生まれつつあると言えます。
「一強政治」のもとで審議らしい審議もなく悪法が次々と強行採決されるといふ状況は今後困難となり、また自・公・国・維などの改憲勢力の議席が3分の2に届かなかったこともきわめて大きいと感じました。
今後の選挙で私は心配なことがあります。それはこれまでの東京知事選挙、総選挙、そして兵庫知事選挙で見られるように、SNS



の活用で有権者（特に若い人）が投票先を決めていることです。
すべて悪いとは言えませんが、投票先を決めるにあたって、SNSで流される情報がすべて正しいと判断しないでほしいと思います。
私は、労働組合の一員として組合員や職場労働者に労働者の要求を実現する政治に転換するために「投票に行き、主権者としての権利を行使しよう」と呼びかけると同時に、学習や対話・宣伝をつよめなければと感じました。

《記：矢部》

なんぶせん

▼今回の衆議院選挙で与党が過半数割れになったのと、もう一つの特徴は、兵庫知事選挙だった。パワハラ問題で失職した前斎藤知事が圧倒的な得票を得て当選したことだ。ここで問題になっているのが、選挙でのネットの活用だ。
▼投票で参考にしたものの第1が「SNS動画サイトの30%」第2が「新聞の24%」第3が「テレビの24%」第4が「その他の17%」だそう。▼選挙になると新聞・テレビは報道を規制する方向にある、公職選挙法の148条では選挙についての報道、評論の自由を明記している。SNSなどを利用した選挙のあり方についてもっとメディアが発言してもいいのではと思う。▼インスタグラム・X・ユーチューブ・Facebook・TikTok・LINEなどの運営側の管理体制も強化する必要があり、自由な表現の道具としてのスマホ活用は今後の選挙を様変わりさせる事になることは必ずとも思われる。
デマ・中傷・フェイクに惑わされないよう、特にトランプには気を付けよう。

シティーボーイ

**労働者が
人たるに値する生活を**

労基法を改悪させるな！ (その4)

労働基準法 第一条
労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

今回は
テレワーク
について

テレワークの実施状況は、小生が思っていた以上に進んでいるようです。我家の前の2軒は夫さん（某大企業勤務）がほぼ完全テレワークです。

総務省「通信用途利用動向調査」の資料（2023年）では、50%以上の企業が実施しているようです。ホントか？？？？

また、テレワーク実施の頻度は、週3日以上が約40%（日経BP総合研究所イノベーション・Cトラボ 2024年4月より）とのこと。

全労連（全国労働組合総連合）の意見書（QRコード参照）では、「テレワークは、長時間通勤を回避したり、育児や介護、健康に問題を抱える労働者の事情に即した働き方を可能とするものとして、それを望む労働者にとってメリットのある働き方とみなされている。他方で、労働時間管理や、労使・労務コミュニケーションの在り方（※2）、経費負担に関する課題（※1）も生じている。」と述べています。

他方、研究会（労働基



全労連の意見書

準関係法制研究会）では、テレワーク向けのみなし労働時間制や、労使の約定を基準として労働時間を判断する制度を創設するといった案がだされているとのこと。

（※1）課題についての全労連の考え方

労働時間管理

私生活に近接した場での就労であることからの、いわゆる「中抜け」問題については、一般的に普及しているオンライン型の勤怠管理システム等で管理可能。

経費負担問題

企業の主な狙いはオフィス・コストの削減、プラスあわよくばテレワーク機材や通信環境の整備、

通信費・光熱費の負担を労働者に押し付け。現行法では、費用負担の基準がない。使用者負担とすることを法令で措置する必要がある。

労使コミュニケーション

パワハラ問題がテレワークで深刻化しやすい。同僚の目が届かない場面でのワン・オン・ワンミーティングが特に危険である。

労働相談事例では、過剰な業務の押し付け、長時間労働の実態把握の拒否と不払残業の強制、情報の非共有、チームから



の阻害、質問や意見具申に対する不当な処分新就業規則に詳細な服務規程を盛り込み、上司の指示に従わなかったものとして処分し、その累積をもつて勤務態度不良として懲戒解雇などが起きている。現行のパワハラ防止措置義務ではなく、パワハラ禁止規定を設け、実効性のある措置を検討するべきである。

小生の周りのJMITU界隈では、あまりテレワークの話は聞かれませんが、小生の所属す三和エレクトロニクス分会では、職場からテレワーク導入の要求が少数ではありますが、毎年出ています。

全労連が指摘している、労務コミュニケーションの在り方（※2）に関しては労働組合活動との関りも出てきます。組合としても方向を考えていく時期に来ていると思います。

労働相談・労働組合作りはJMITU川崎支部へ、助け合い共済制度あり

ナンバープレース7504号の答えは
A=9、B=5、C=3、D=9でした。

5	6	1	A	2	8	3	7	4
4	2	9	7	6	3	1	8	5
3	7	8	4	1	5	9	6	2
6	1	3	B	4	9	8	2	7
9	8	4	6	7	2	5	3	1
2	5	7	8	3	1	6	4	9
1	9	6	2	8	4	7	5	3
7	4	5	C	9	6	2	1	8
8	3	2	1	5	7	4	D	6

《クイズの結果》 賞品は500円相当です。
解答者、5名全員正解です。

- 澁谷裕之進さん（三和分会家族）・・・図書カード
- 石田洋司さん（合同分会）・・・図書カード
- 長谷川綾子さん（三和分会家族）・・・図書カード
- 菅原祐三さん（支部報読者）・・・図書カード
- 大野陽子さん（三和職場読者）・・・図書カード

年末カンパのお願い

支部財政部

電気代、米など諸物価高騰が続く中賃金の上昇が追い付かず、組合員のみなさんは生活が大変な日々を過ごしていると思います。川崎支部でも、組合員の減少、諸物価高騰により諸経費は高騰し財政は厳しい状態が続いていますので、川崎支部へのカンパをよろしくお願いします。

【郵便振込先】

□座番号 00210-5-89254

□座名 JMITU川崎支部

【銀行振込先】

川崎信用金庫久地支店

普通預金口座

□座番号 053-0049884

□座名 JMITU川崎支部



JMITU川崎支部
ホームページ

今後の日程

- 11月30日(土) 川崎支部未組織宣伝(登戸駅) 10:00~
労働相談(支部事務所) 13:00~
- 12月 4日(水) 75期第5回書記局会議(支部事務所) 13:00~
- 5日(木) 全労連爭議総行動 9:30キンドリルジャパンスタート~
- 7日(土) 労働相談(支部事務所) 13:00~
- 11日(水) 75期第4回編集委員会(支部事務所) 18:00~
75回第8回執行委員会(支部事務所) 19:00~
- 14日(土) 労働相談(支部事務所) 13:00~
- 20日(金) JAL本社大包围行動(天王洲アイル駅徒歩3分) 18:30~
ワーカーズネット街頭労働相談(川崎駅) 19:00~
- 21日(土) 労働相談(支部事務所) 13:00~
- 25日(水) 川崎支部未組織宣伝(久地駅) 17:30~
75期第9回執行委員会(支部事務所) 19:00~
- 27日(金) 支部報作成 13:00~
- 2025年
- 1月 8日(水) 75期第6回書記局会議(支部事務所) 13:00~
- 10日(金) 川崎労連旗開き(川崎市総合自治会館ホール) 18:30~
- 12日(日) 川崎支部旗開き(支部事務所) 11:00~
- 15日(水) 75期第10回執行委員会(支部事務所) 19:00~

共済・カンパ等は：郵便振込口座00210-5-89254 名称：JMITU川崎支部